

集中対策期間における道からの要請

全国的な感染拡大の中、道内においても再拡大が懸念されることを踏まえ、集中対策期間を1か月延長し、全道の対策を進めるとともに、特に感染者数や入院患者が高い水準にある札幌市における強い措置を講じます。

これまで、道民、事業者の皆様には大きなご負担をおかけしてきたところですが、2月15日までの新たな集中対策期間における感染の抑制に向けて、引き続きご協力をお願いします。

対策のポイント <1/16(土)～2/15(月)>

道民及び道内に滞在している皆様への要請

■緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内及び小樽市内における不要不急の外出を控える
- ・札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避する行動の徹底

- ・できる限り同居していない方との飲食は控える
- ・重症化リスクの高い方と接する方等は、マスクの着用、手洗いなど、感染リスクを回避する行動の更なる徹底など

■営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- ・札幌市内の接待を伴う飲食店（いわゆる風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）を午後10時から翌午前5時まで利用しない
- ・札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域においては、飲食店（飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等）を午後10時から翌午前5時まで利用しない

事業者の皆様への要請

■札幌市内全域の接待を伴う飲食店（いわゆる風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）について、午前5時から午後10時まで営業時間の短縮

■札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域における飲食店（飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等）について、午前5時から午後10時まで営業時間の短縮

■業種別ガイドラインなど、感染拡大防止対策の再確認と徹底 など